

安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 26 日

安芸高田市市長 藤本 悦志

安芸高田市公共下水道条例の一部を改正する条例

安芸高田市公共下水道条例(平成 16 年条例第 160 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1章から第3章まで (略)	第1章から第3章まで (略)
第4章 公共下水道の使用	第4章 公共下水道の使用
第8条及び第9条 (略)	第8条及び第9条 (略)

見込まれること。
2から4まで (略)

(電線等の設置に係る許可の基準)

第24条 (略)

2 前条第2項から第4項まで _____ の規定は、暗渠に電線等を設置する場合について準用する。

3 前条第4項の使用料の額及び徴収については、安芸高田市道路占用料に関する条例 _____ の例による。

第24条の2から第28条の2まで (略)

(下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準)

第28条の3 市長は、前条に規定する申請(以下「下水熱利用許可申請」という。)があった場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、許可をすることができる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第9号 _____ の凝集剤又は洗浄剤の種類、混入量等が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(6) (略)

2 前項第3号に規定するもののほか、下水熱利用許可申請をする者(以下「下水熱利用許可申請者」という。)による下水熱利用設備及び接続設備に係る工事又は維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

3から7まで (略)

第28条の4から第29条まで (略)

第7章 (略)

第8章 罰則

と見込まれること。
2から4まで (略)

(電線等の設置に係る許可の基準)

第24条 (略)

2 第23条の2第2項から第4項までの規定は、暗渠に電線等を設置する場合について準用する。

3 前条第4項の使用料の額及び徴収については、安芸高田市道路占用料に関する条例(平成16年安芸高田市条例第154号)の例による。

第24条の2から第28条の2まで (略)

(下水熱利用に係る接続設備の設置許可の基準)

第28条の3 市長は、前条に規定する申請(以下「下水熱利用許可申請」という。)があった場合において、当該下水熱利用許可申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、許可をすることができる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第28条の2第9号 _____ の凝集剤又は洗浄剤の種類、混入量等が公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

(6) (略)

2 前号第3項に規定するもののほか、下水熱利用許可申請をする者(以下「下水熱利用許可申請者」という。)による下水熱利用設備及び接続設備に係る工事又は維持管理の方法が、市長が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。

3から7まで (略)

第28条の4から第29条まで (略)

第7章 (略)

第8章 罰則

第34条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)から(8)まで (略)

(9) 第5条、第19条の規定による申請書及び図面、第12条、第14条の規定による届出書、第16条第1項第3号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第35条及び第36条 (略)

第34条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。

(1)から(8)まで (略)

(9) 第5条、第19条の規定による申請書及び図面、第12条、第14条の規定による届出書、第16条第2項第3号の規定による申告書又は第17条の規定による資料で不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提出者

第35条及び第36条 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。